

2021年11月12日

厚生労働省 年金局  
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会  
年金専門委員会

「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案  
に関する意見について

2021年10月22日付で意見募集のあった『確定給付企業年金制度について』の一部を改正する通知案に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する意見

項番	内容
1	<p>&lt;意見・照会内容&gt; 確定給付企業年金法施行規則第7条第1項第4号に規定するその他の軽微な変更の改正の背景をご教示いただきたい。本改正は、規約変更日前の期間に係る給付の額の増額（実施事業所の事業主が企業型DCを実施している場合に限る。）を行う場合の規約変更手続きについて、従来届出であったものを申請に変更するものと認識しております。</p> <p>&lt;意見・照会理由&gt; 本改正に係る具体的な背景・理由等をお伺いするものです。</p>

以 上